第3章 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

級別	3 級	4 級
音声機能、言語機能又はそしゃ	音声機能、言語機能又はそしゃ	音声機能、言語機能又はそしゃ
く機能の障害	く機能の喪失	く機能の著しい障害

第3章 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

1. 音声機能又は言語機能障害

〔喪 失〕

(1) **「音声機能又は言語機能の喪失」(3級)**とは、音声を全く発することができないか、 発声しても言語機能を喪失したものをいう。

なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例は次のとおりである。

- a 音声機能喪失……無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失
- b 言語機能喪失……ろうあ、聴あ、失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻 痺構音障害

[著しい障害]

(2) 「音声機能又は言語機能の著しい障害」(4級)とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 喉頭の障害又は形態異常によるもの
- b 構音器官の障害又は形態異常によるもの(唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等による構音器官の欠損によるものなどを含む)
- c 中枢性疾患によるもの(失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害を含む)

表 1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動 (場とレベル)の具体的状況例

3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。3級の 欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。

	C man - Man	THE CO, THE COA	100 1112 100
障 害 等 級	コミュニケーションのレベル コミュニケ ーションの場	理解面	表 出 面
3 級	本 人 — 族	・本人や家族の名前がわからない。 ・住所がわからない。 ・日付,時間がわからない。 ・部屋の中の物品を言われてもわからない。 ・日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って,STに行って,薬を2錠飲んで)。	・本人、家族の名前が言えないか、通じない。 ・住所が言えない(通じない)。 ・日付、時間、年齢が言えない(通じない)。 ・欲しい物品を要求できない(通じない)。 ・日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて)。 ・身体的訴えができない(通じない)。
	状況依存度が 高い	本人の所属,時間 日常生活動作,物品に関する指示	本人の所属,時間 日常生活動作,物品に関する要求
4級	本 ————————————————————————————————————	・問診の質問が理解できない。 ・治療上の指示が理解できない(PT,薬の飲み方)。 ・訪問者の用件がわからない。 ・電話での話がわからない。 ・尋ねた道順がわからない(どこで,何を,いくつ,いくら,誰に,いつ)。	・病歴、病状が説明できない(通じない)。 ・治療上のことについて、質問ができない(通じない)。家族に内容を伝えられない。 ・訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 ・電話で応答できない。家族に内容を伝えられない(いつ、誰、何、どこ)。 ・知り合いに電話をかけて用件が伝えられない(通じない)。 ・行先が言えない(通じない)。 ・行先が言えない(通じない)。 ・質物をことばでできないか通じない(何をいくつ、いくら)。
	状況依存度が 低い	家族以外の者から,日常生活動作について,質問されたり,指示されたりしたときに,理解できない。	家族以外の者に,日常生活動作に関することを説明できない。

表 2 等級判定の基準

大原則:障害程度の判定基準は一次能力障害(稼得に関係のない 日常生活活動能力の欠損度)に基づく

		認定基準の 原則 音声,言語 機能障害の 場合		障害程度の定義と具体例	等級判定の基準―コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度―		
中程度	3 級	家庭内での 日常生活活 動が著しく 障害される	4.5 11	音声言語による意思疎通ができないもの 「音声機能障害」一音声を全く発することができない (例:無喉頭,喉頭外傷による喪失,発声筋麻痺による音声喪失<反回神経麻痺など>) 「言語機能障害」一発声しても意思疎通ができない (例:重度失語症,聴あ,運動障害性構音障害,脳性麻痺構音障害,ろうあ)	家庭において、家族又は肉 親との会話の用をなさない (日常会話は誰が聞いても理 解できない)。 ※具体的状況(コミュニケー ション活動の場とレベル)は 表1に例示してある。		
		家庭周辺で の日常生活 活動が著し く障害され る	著しい障 害	音声言語のみ用いて意思を 疎通することが困難なもの 「音声機能障害」一帳頭の 障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」一イ、構 音器官の障害又は形態異常 によるもの ロ. 中枢性疾 患によるもの ※障害類型の例は(1)ウの具 体例参照のこと	家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。		
軽軽	度微	社会での日 常生活が著 しく障害さ れる	障害 非該当		日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。		

2. そしゃく機能障害

[喪 失]

- (1) 「そしゃく機能の喪失(注1)」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく
- 嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃ く筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

[著しい障害]

(2) 「そしゃく機能の著しい障害(注2)」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
 - d 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症(注4)による咬合異常によるもの(注5)
 - (注1) 「そしゃく機能の喪失」と判断する状態について

そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法がない状態をいう。

(注2) 「そしゃく機能の著しい障害」と判断する状態について

「そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある(注3)状態」又は「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

(注3) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

開口不能のため流動食以外は摂取できない状態又は誤嚥の危険が大きいため、 摂取が半固形物(ゼラチン・寒天・増粘剤添加物等)等、極度に限られる状態を いう。

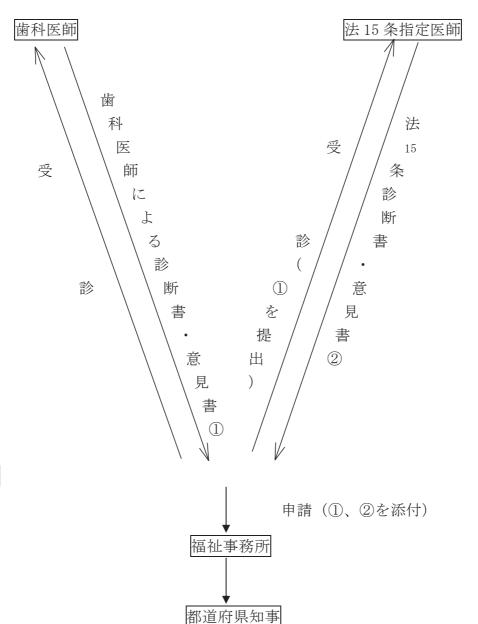
- (注4) 「先天異常の後遺症」とは、「疾患に対して手術、その他の処置を行った後も なお残存する後遺症」を意味する。
- (注5) 咬合異常によるそしゃく機能の障害については、歯科矯正治療等の一応の成果 が見られる3年を目途に再認定を行うこと。

3. そしゃく機能障害に関する歯科医師の意見について

口唇・口蓋裂等によるそしゃく機能の障害のある者が、身体障害者福祉法第 15 条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成 するときは、矯正歯科を標榜する歯科医師による意見書の提出を求めるものとすること。

(参考)

身体障害者手帳申請手続き



申 請 者

歯科医師による診断書・意見書

総括表

	明治				
氏名	大正				
	昭和	年	月	日生	
	平成				
	1				
住所					
祖位					
現症					
原因疾患名					
治療経過					
今後必要とする治療内容					
(1) 歯科矯正治療の要否					
(9) 口腔外科的工作の再不					
(2) 口腔外科的手術の要否					
(3) 治療完了までの見込み					
(b) IH/M/16 1 & (1) Julie 1					
向後 年 月					
 現症をもとに上記のとおり申し述べる。例	 并せて以下の章	見を付っ	す。		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表			, 0		
・該当する					
・該当しない					
平成 年 月 日					
病院名又は診療所					
の名称、所在地					
標榜診療科名					
歯科医師名				(FI)	

質 答 疑 口

[音声・言語・そしゃく機能障害]

- 1. 「ろうあ」に関する認定で、聴覚障害と ては「手話、口話又は筆談では意思の疎通 | 定することが適当である。 が図れるが、音声言語での会話では家族や 肉親でさえ通じないもの」に該当する場合 、どのように認定するのか。
- 2. アルツハイマー病で、疾病の進行により 活動作が全部不能となっているケースを身 体障害者として認定してよいか。

明で、音声・言語による意思疎通ができな いものは、脳血管障害による失語症と同等することは適当ではない。 と見なし、音声・言語機能障害として認定 してよいか。

- 3. 音声・言語機能障害に関して、
- ア. 筋萎縮性側索硬化症あるいは進行性筋ジ ストロフィー等の疾病により気管切開し、 人工呼吸器を常時装着しているために発声 不能となっている者について、音声機能の 喪失としても認定できるか。(本症例はす でに呼吸器機能障害として認定されている ,)
- イ. 事故により肺活量が低下し、気管切開し てカニューレ挿入している者で、将来とも 閉鎖できないと予想される場合については 、音声機能の喪失等として認定できるか。

聴覚障害2級と言語機能障害3級(喪失) しては100dBの全ろうで、言語機能障害としとの重複障害により、指数合算して1級と認

アルツハイマー病に限らず、老人性痴呆症 神経学的所見がないにも係わらず、日常生 | 候群は、精神機能の全般的衰退によるもので |あって、言語中枢神経又は発声・発語器官の 障害ではないことから、これらに起因する日 又、アルツハイマー病による脳萎縮が著 | 常生活動作の不能の状態や意思疎通のできな い状態をもって、音声・言語機能障害と認定

- ア. 筋萎縮性側索硬化症の患者の場合、呼吸 筋の麻痺が完全なものであれば、喉頭筋麻 **痺の有無にかかわらず、発声の基礎になる** 呼気の発生ができないので、喉頭は無機能 に等しい。したがって、音声機能障害の3 級として認定することも可能である。
- イ. 喉頭や構音器官の障害又は形態異常が認 められず、中枢性疾患によるものでもない ため、気管切開の状態のみをもって音声機 能障害又は呼吸器機能障害として認定す ることは適当ではない。

答

質 疑

- 4. 食道閉鎖症により、食道再建術・噴門形 成術を行ったもので、経管栄養は行ってい ないが、誤嚥による肺炎を頻発している場 合は、著しいそしゃく・嚥下機能障害とし て認定できるか。
- 5. 認定基準及び認定要領中、音声機能障害 、言語機能障害、そしゃく機能障害につい ては、各障害が重複する場合は指数合算に よる等級決定(重複認定)はしないことと なっているが、
- ア. 手帳における障害名の記載に関しては、 障害名の併記は可能と考えてよいか。
- く機能の著しい障害」(4級)と大脳言語野 の病変による「言語機能障害(失語症)」 (3級)の合併などの場合は、障害部位が同 一ではないことから、指数合算して重複認 定(2級)することが必要となる場合もあ り得ると考えるが、このような取扱いは可 能か。
- 6. 3歳時に知的障害の診断を受けている。 音声模倣は明瞭な発声で行うことができる が、意味のある言語を発することはできな い。したがって、家族との音声言語による 意思疎通が著しく困難である。この場合、 言語機能の喪失として認定してよいか。

本症例は、食道の機能障害であることから 、そしゃく・嚥下機能障害として認定するこ とは適当ではない。

いずれも可能と考えられる。

認定基準等においては、舌切除等に伴う舌 機能廃絶によって構音障害及びそしゃく・嚥 下機能障害を同時にきたす場合など、同一疾 患、同一障害部位に対して、異なる障害区分 から判定したそれぞれの指数を合算して重複 認定することは適当ではないとの原則を示し イ. また、下顎腫瘍切除術後による「そしゃ」たもので、一般的にはより重度と判定された | 障害区分の等級をもって認定することを意味 している。

> しかしながら、この事例のように障害部位 や疾患が異なり(そしゃく嚥下器官の障害と 言語中枢の障害)、どちらか一方の障 |害をもって等級決定することが明らかに本人 の不利益となる場合には、指数合算を要する 重複障害として総合的に等級決定することは あり得る。

> 言語機能の障害について、明らかに知的障 害に起因した言語発達遅滞と認められる場合 は、言語機能の障害として認定することは適 当ではない。

このため、必要に応じて発達上の障害の判 定に十分な経験を有する医師に対し、これが 知的障害に起因する言語発達遅滞によるもの か、また、失語症や構音機能の障害等による ものと考えられるのかの診断を求め、それに 基づき適切に判断されたい。

様式第3

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能)はそしゃく機能障害用)

総括表

0000氏 名

明治 昭和 平成

30年 4月 1日 (59) 歳



○○市○○町○○番○○子 住 所

言語機能障害(失語症) (1) 障害名(部位を明記)

原因となった (2) 疾病 • 外傷名

脳梗塞

交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災

自然災害(疾病)先天性、その他(

3 疾病 • 外傷発生年月日



25年 3月10 日·場所

参考となる経過・現症 (レントゲン及び検査所見を含む。) (4)

H25、3、10 右片麻痺、失語で発症、左中大動脈領域の梗塞と診断。 約1年の言語治療により名干改善したがプラトーに達す。上記診断とさ れた。

障害固定又は障害確定(推定)

26年 3月11日

総合所見

家庭周辺の家族以外の者からの日常生活に関する質问を理 解できず、要件を伝えることもできない。

> [将来再認定 〔再認定の時期

要 · 不要

その他参考となる合併症状

右上下肢麻痺

障害の状態が軽減する等の変化 が予想される場合には、1年以上 5年以内の時期を記入のこと。

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成26年 4月 1日

病院又は診療所の名称 在 地 ○○病院

○○市○○町○○番○○子

診療担当科名

耳鼻咽喉 科 医師氏名 ○○ ○○ 印

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

・該当しない

4 級相当)

- 1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害(両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機 能障害(中枢性平衡失調)、音声機能障害(無咽頭)、言語機能障害(運動障害性構音障害)、 そしゃく機能障害(嚥下機能障害)等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニ エール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉 鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問 い合わせする場合があります。

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✔を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。 なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について 障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各 々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。 □ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。 □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 □ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 □ そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
1 「聴覚障害」の状態及び所見
2 「平衡機能障害」の状態及び所見 閉眼起立 (可・やや可・不)、開眼直線歩行10m (可・やや可・不) 閉眼直線歩行10m (可・やや可・不)
3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見 発声(困難・不能)、発語 (困難) 不能) 家族又は肉親との会話(可・やや可・不)、家庭問辺における他人との会話(可・やや可 不) 病状などの説明もできない 。
4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見 以下該当の障害がないため省略
(1) 障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要 事項を記述すること。
下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要事項を記述すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 「該当する障害」 □ そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。
下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要事項を記述すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 「該当する障害」 →「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要事項を記述すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 「該当する障害」 □ そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 a 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 □ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

様式第3

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能又はそしゃく機能障害用)

総荘	i表						
氏	: 名 〇〇 〇〇	明治 大正 昭和 平成	30 年	4 月	30 日(58) 歳	男女
住	: 所 ○○市○○町○○番○	○3					
1	障害名(部位を明記) 音声機能降	書、そ	しゃくり	蕊下	機能	障害	
2	原因となった 疾病・外傷名 筋萎缩性側索硬化	公 症				他の事故、	戦傷、戦災他()
3	疾病·外傷発生年月日	7月頃	日・場	易所			
4	参考となる経過・現症(レントゲン及び検	査所見を含	む。)				
	7月頃より嚥下障害が出現。次 も出現した為受診。球麻痺及び				• •		脊障害
	障害固	定又は障害	確定(扌	隹定)(平成	26 年4	月1日
(5)	総合所見						
	全身麻痺に伴う発声筋麻痺に延髄機能障害によるそしゃく機能音声機能障害3級、そしゃく機能	り発声。 低下の 障害49	不能。 ため半 級、総	围剂 合3	多物以 級	外摄取	不能。

その他参考となる合併症状

障害の状態が軽減する等の変化 が予想される場合には、1年以上 5年以内の時期を記入のこと。

[将来再認定

「再認定の時期

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成26年 4月 1日

病院又は診療所の名称

在 地

耳鼻咽喉科

○○病院

○○市○○町○○番○○子 医師氏名 〇〇 〇〇 印

要

年

月1

身体障害者福祉法第15条第3項の意見「障害程度等級についても参考意見を記入」 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

診療担当科名

. 図当する

級相当)

・該当しない

注 意

- 1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害(両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機 能障害(中枢性平衡失調)、音声機能障害(無咽頭)、言語機能障害(運動障害性構音障害)、 そしゃく機能障害(嚥下機能障害)等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニ エール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉 鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問 い合わせする場合があります。

地見 一	<u>元</u>		
この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受け 入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載する			
なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複	する場合については、各々について		
障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各			
々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。			
□ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び原	「見』に記載すること。		
□ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及	ひび所見』に記載すること。		
☑ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」 <i>0</i>)状態及び所見』に記載すること。		
☑ そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」のね	『態及び所見』に記載すること。		
1 「聴覚障害」の状態及び所見	Stall of Both 18 hand had clamb		
2 「平衡機能障害」の状態及び所見	該当の障害がないため省略		
3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見 発声(困難・不能)、発語(困難・不能) 家族又は肉親との会話(可・やや可・不)、家庭問題は	ぶたの会話(可・やや可・不)		
4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見			
(1)障害の程度及び検査所見			
エの「数火ナス陸宝」の口にノナスカー ナミに①サけのの	該当する□に✔又は()内に必要		
事項を記述すること。 事項を記述すること。			
□ 咬合異常によるそしゃく機能のM →「②咬合異常によるそしゃく棒			
① そしゃく・嚥下機能の障害	WIRE 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
a 障害の程度	71.7		
□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っ □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、絹			
☑ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が			
方法に著しい制限がある。			
□ その他	ì		
1	J		
b 参考となる検査所見 ア 各器官の一般的検査			
. 〈参考〉各器官の観察点			
・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、	豆射異常ないしは病的反射		
・ 舌 : 形状、運動能力、反射異常 ・ 軟 口 蓋: 挙上運動、反射異常			
・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜			
○所 見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、 に記載すること。)	異常の部位、内容、程度等を詳細		
舌の萎缩、線维束攣缩を認め	3 。		
<u>イ 嚥下状態の観察と検査</u>			
〈参考1〉各器官の観察点			
・ 口腔内保持の状態 ・ 口腔から咽頭 ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	への送り込みの状態		
・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送			
│	祭点 8物 流動食) : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		
・ 誤嚥の程度(毎回 2回に1回程度	数回に1回 ほとんど無し)		
	'		
┃ ○ 観察・検査の方法 ┃ □ エックス線検査()		
□」内視鏡検査()		
┃	(を観察)		

〇所 見(上記の枠内の〈参考 1〉と〈参考 2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

誤嚥の危険が大きく、半固形物以外は摂取できない状態である。

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害 a 障害の程度
a 障害の程度 □ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 □ その他
し b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)
ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)
イーそしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)
(2) その他(今後の見込み等)
「「「「「では」」でである。
(3)障害程度の等級
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。)① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいった。
う。 具体的な例は次のとおりである。
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、
咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそ
しゃく機能の著しい障害をいう。
具体的な例は次のとおりである。)
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの ☑ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
□ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、

[記入上の注意]

咽頭喉頭の欠損等によるもの

(1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

dB 値は、周波数 500, 1000, 2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、

- $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

様式第3

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能又はそしゃく機能障害用



総括表 明治 男 19年 8月 7日生(5)歳 大正 0000氏 名 昭和 女 口唇・口蓋列後遺症等によるそし 平成 やく機能障害の場合、「歯科医師に よる診断書・意見書」を併せて提 ○○市○○町○○番○○子 住 所 出のこと。 咬合異常によるそれでく機能障害 障害名(部位を明記) 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 原因となった 口唇、口蓋裂 自然災害(疾病、先天性、その他() 疾病 · 外傷名 19年 8月 7日·場所 疾病·外傷発生年月日 参考となる経過・現症(レントゲン及び検査所見を含む。) H20. 2右口唇形成衔施行 H20.5右口蓋形成俗施行 25年 4月 1 ∃ 障害固定又は障害確定(推定) (5)総合所見 著しい咬合異常のため、歯科矯正が必要である。 [将来再認定 · 不要] [再認定の時期 **28**年 **3**月 その他参考となる合併症状 歯科矯正治療等の一応の成果が 見られる3年を目途に再認定の 時期を記入のこと。 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成**25**年 **4**月 **1**日 ○○病院 ○○市○○町○○番○○号 病院又は診療所の名称 在 耳鼻咽喉科 医師氏名 〇〇 〇〇 印 診療担当科名 身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に . 該当する 4 級相当) 該当しない

注意

- 1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害(両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機 能障害(中枢性平衡失調)、音声機能障害(無咽頭)、言語機能障害(運動障害性構音障害)、 そしゃく機能障害(嚥下機能障害)等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニ エール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉 鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問 い合わせする場合があります。

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✔を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。 なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。 □ 聴 覚 障 害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。 □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 □ 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 ▼ としゃく機能障害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
1 「聴覚障害」の状態及び所見
2 「平衡機能障害」の状態及び所見 閉眼起立 (可・やや可・不)、開眼直線歩行10m(可 閉眼直線歩行10m(可・やや可・不)
3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見 発声(困難・不能)、発語(困難・不能) 家族又は肉親との会話(可・やや可・不)、家庭問辺ごおける他人との会話(可・やや可・不)
4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見 (1)障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要 事項を記述すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 「該当する障害」 □ そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。 ① そしゃく・嚥下機能の障害 a 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取 方法に著しい制限がある。 □ その他
b 参考となる検査所見 ア 各器官の一般的検査
〈参考〉各器官の観察点

○所 見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載 すること。)
J
② 咬合異常によるそしゃく機能の障害
a、障害の程度 図 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
□ 者しい吸音障害があり、歯科満正信焼きを必要とする。 □ その他 (
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果) ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)
特に前歯、臼歯の咬合不全が著しく食事摂取が極めて不便である。
している。 している
上顎歯列不全あり。
J
(2) その他(今後の見込み等)
J
(3) 障害程度の等級 (下の数とする際実知度の第200月の口にくなわれること)
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をい
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。)① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。具体的な例は次のとおりである。
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。
 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、
 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。) ①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 重焼機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの の外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ②「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそ
 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。) ①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ②「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。)
 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。) ①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの 小傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ②「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 内唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 内傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に√を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 内傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 配引性変弱のを受害による咬合異常によるもの □ 記入上の注意□ (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 妊髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 配き・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの □記入上の注意□ (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 はB値は、周波数 500, 1000, 2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。具体的な例は次のとおりである。) 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの 小角、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの 正記入上の注意〕 (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 はは、周波数500,1000,2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。) □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの □ 内唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの □ 記入上の注意〕 (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

歯科医師による診断書・意見書

総括表
明治 大正 19年 8月 7日生 関・女 昭和 平成
住所○○市○○町○○番○○子
_{現症} 口唇、口蓋裂に起因する著しい咬合不全
原因疾患名 口唇、口蓋裂
治療経過
H20.2右口唇形成衔施行
H20.5右口蓋形成衔施行
今後必要とする治療内容
(1) 歯科矯正治療の要否
咬合不全の治療のため必要である。
(2) 口腔外科的手術の要否
現時点では不要
(3) 治療完了での見込み
長期的な治療が必要である。
向後 10 年 月
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に
該当する
・該当しない
平成 25 年 4 月 1 日
病院名又は診療所 〇 歯科 の名称、所在地 〇 市 〇 町 〇 番 〇 子 標榜診療科名 歯科医師名 〇〇 〇〇 印

※ この診断書・意見書は、口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害での身体障害者手帳の交付を申請する場合に身体障害者診断書・意見書(そしゃく機能障害用)に添付してください。